

携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会
(第8回) 議事要旨

1 日 時 平成20年2月18日(月) 15:00~17:00

2 場 所 三田共用会議所 大会議室

3 出席者

(1) 構成員(五十音順、敬称略)

秋池 玲子、伊東 晋、生越 由美、金山 智子、北 俊一、黒川 和美、
鈴木 博、根岸 哲(座長)、森川 博之、吉田 望

(2) 総務省

小笠原情報通信政策局長、河内官房審議官、吉田放送政策課長、
奥放送技術課長、武田衛星放送課長、藤島地域放送課長、
長塩放送政策課企画官

4 議題

(1) フリーディスカッション(技術分野)

(2) その他

5 議事要旨

(1) フリーディスカッション(技術分野)について

① 事務局から資料1に基づき、携帯端末向け地上デジタル放送の方式比較
について説明があった後、質疑応答が行われた。

【構成員】 周波数の割り当ての仕方が各国で異なっていることは分かりましたが、それによってどのようなことが起こるのでしょうか。端末の仕様が違ってくるのか、さらに、端末間の競争に影響が及ぶのか。

また、そもそも一国の中で複数の技術方式が採用されていることはあり得ず、統一しなければならないものなのでしょうか。

それから、各国も中心となる方式を持っていることなどを勘案して、最初に規格を1つに決めたほうがいいのか、それとも、競争環境の中で結果的に一番良いものが選ばれるというようなデファクトスタンダードが望ましいのか、エコノミストとしては後者が望ましいと思いますが、お教えいただければと思います。

【事務局】 その点につきましては、今後、この懇談会の場でご議論いただきたいと考えておりますが、技術基準がもし1つであれば、どのようなサービスであっても、同じ仕様の下でどの端末でも同様に受けられることができますが、複数の方式がありますと、それぞれに特化した端末でしか受けられなくなります。複数方式に対応したチップが入った端末を作ることができれば、そのような問題はなくなります。その一方で、端末価格やサービスコストの面への影響があり得るのではないかと考えられます。

国際競争力強化の観点からは、日本の技術を海外に広めるという視点を一番に考えるべきではないかという意見もあれば、世界で潮流となっている技術方式を採用することが国際競争力の強化に適うという考え方もあり、どのような在り方が望ましいのか、この懇談会の場でご議論いただければと考えております。

【総務省】 周波数の割り当てにつきましては、複数方式の下で限られた周波数を分け合う形になりますと、方式間のガードバンドが必要になり、また、方式によって必要な周波数帯幅が異なりますので、そこでロスが生じてしまいます。その意味では、1つの方式に統一された方が、周波数を有効利用できると思います。

【構成員】 使用できる周波数資源は国によって差があると思いますし、日本のように1億2000万人が周波数を有効に利用できる方法と、ヨーロッパの小国のように300万人が有効に利用できる方法は違ってくると思います。

このように、方式の選定に当たっては、ISDB-Tを選択したブラジルや今後それを採用しようとしているフィリピンも含めて、各国でそれぞれの方式が選ばれた背景や理由から議論する必要があると思います。

【総務省】 それぞれの国がどの方式を採用するかは、画像が鮮明であったり使いやすいといった技術的な観点のほか、コンテンツや放送、あるいは製造業等の国内産業の育成という経済産業的な観点からも決まってくると思います。

ブラジルの場合は、南米最大国であることから、採用した方式を、他の南米の国に展開することによって産業面や製造面でのメリットが得られるといったことも含めて総合的に判断したのではないかと考えられます。

【構成員】 各国がそれぞれの方式を選ぶに当たって何らかの思想があったかと思いますが、具体的に、どの方式を選択するとどの種類の産業が伸び得るのかということについて、教えていただきたいと思います。

例えば、1つの方式に統一するとコンテンツ産業が大変伸びたり、あるいは世界で広く用いられている方式を選ぶと同じコンテンツを他の国でも利用しやすくなるとか、あるいは複数方式にすると端末間で競争が起こって切磋琢磨し、より

良いものが出てくるなど、具体的にお教えいただければと思います。

【総務省】 まず、端末が世界中どこでも使えるかという問題と、コンテンツが各国で利用できるかどうかという問題の2つがあるかと思います。

前者については、基本的には技術方式が合っているかどうか、また、周波数の割り当て帯域及びその幅が一致しているかどうか等が要素となりまして、同じDVB-H方式を採用している国であっても、割当幅が6MHzと8MHzで異なっていると、必ずしも両国で同じ端末が使えるということにはなりませんので、各国の周波数の割り当ての状況等を考える必要があると思います。

一方、伝送方式が異なっても、放送するコンテンツについては、基本的には事業者が各国の伝送方式に合わせて提供しますので、方式の違いがネックになって放送することができないということはありません。

【構成員】 割り当てられる周波数の余裕が画質等を決めるとは思いますが、高品質なコンテンツも、方式によっては、端末で低品質な状態でしか見ることができないといったことが起こるのでしょうか。

【総務省】 基本的にはどの方式であっても品質上、制約が出るようなことはないと思います。より周波数を高くするか、割り当て周波数帯幅を広くすれば、その分より多チャンネル・高品質番組の提供が可能です。

【構成員】 例えば、携帯だと現在4インチくらいが限界でしょうが、今後画面が大きくなる可能性も考えると、どの程度のものにまで対応することを検討しておくべきなのでしょうか。現在の携帯電話の4インチの世界を最大のものとして、割り当ての議論をしても良いのでしょうか。

【総務省】 移動体向けのマルチメディア放送サービスですので、ある程度小さい画面で、かつ、ワンセグのビットレートから考えて約400キロビット程度の情報量の中でのサービスが中心になってくると思います。

なお、DVB-HやMedia FLOにしても、6～8MHzという広い帯域を使っはいますが、基本的に複数のチャンネルで異なる番組を同時に送ることを前提にして、ハイビジョンテレビといったようなサービスではなく、小さい画面の携帯情報端末に向けた動画・音声サービスを想定していると思いますので、方式によって提供できるサービスが大きく変わってくるということはあまり想定できないものをご理解いただければよいかと思います。

【構成員】 広く帯域幅をとって、統計多重といった帯域を割る方法をとる方が効

率的に帯域を使用できると思います。ISDB-Tsbの1セグや3セグは、DVB-HやMediaFLOに比べると必要な帯域が狭いですね。

【総務省】 ご指摘のとおり、ISDB-Tsbの場合は基本は1セグメントですので、その中でコンテンツ送信に必要な伝送容量を確保ができないという場合もあるかと思えます。その一方、MediaFLOは6～8MHzという広い帯域を使いますので、統計多重の効果が生きてくるかと思えます。

一方で、MediaFLOの場合は、常に6MHzや8MHzの帯域幅をフルに使って送受信しなければならず、周波数環境の都合上必要な周波数帯幅が確保できない場合に、ISDB-Tのように13セグメントのうち数セグメントだけを使うという柔軟なことはできません。したがって、双方にメリット・デメリットがあるかと思えます。

【構成員】 おそらく複数方式に対応したチップセットがあれば、クロック周波数だけ変えれば外国へ端末を持って行っても、問題なく使用できるのではないかと思います。そのようなことを考えると、複数方式であることはチップさえ作ることができれば問題ないという気がしますがいかがでしょうか。

【総務省】 今回のマルチメディア放送の方式については、ISDB-T用とDVB-H用とMediaFLO用をワンチップ化したものもありますので、1つの端末で対応することは可能だと考えております。ただし、国によって1チャンネル当たりの周波数帯域幅が違っていたりすると、同じ端末で受信できないこともあります。

【構成員】 諸外国の携帯端末向け放送サービスの現状について、今、イギリスやドイツではすでに放送サービスを開始しているということですが、試験放送として別の規格を検討している背景や試験放送の実態が分かれば教えてください。また、EUでは「国境なきテレビ指令」において、EU全域で同じ放送を見ることができるようにするという戦略がありますが、この場合どの規格で考えているのか教えていただければと思います。

【事務局】 前者につきましては、現在海外調査中ですので、次回会合以降に整理してご報告したいと思っております。

【総務省】 ヨーロッパ、特にドイツやイギリスにはもともとデジタルラジオについて、DABという方式があり、その実用化が先行したという経緯がございます。その後、DVB-HやMediaFLOという新しい方式が出てきましたので、

その採用の是非のため試験をしているものと思われませんが、今後調査してみたいと思います。

また、EUの欧州委員会において、昨年来、DVB-H方式で統一できないかということを検討していたと聞いておりますが、現段階では、欧州委員会として統一の方針は出しておらず、各国にある程度任せるということになっていると思っております。

【構成員】 資料1の2ページの「諸外国の携帯端末向け放送サービスの現状」中、イギリスのDAB-IP方式によるサービスについて「06年1月～08年1月」とありますが、どういうことでしょうか。

【総務省】 イギリスではDAB方式によってデジタルラジオのサービスが提供されていますが、その中でもIPを利用したデータサービスをこの1月限りで中止して、通常の音声のサービスに特化することになったと聞いております。

【構成員】 データサービスがうまくいかなかった理由をぜひ調査していただきたいと思えます。

【構成員】 海外の現状については事務局において現在調査中ということですので、調査が終わり次第、懇談会の場で報告していただきたいと思えます。

- ② 事務局から資料2及び資料3に基づき、これまでに出示された主な考え方（技術関係）及び周波数の割当のイメージについて説明があった後、意見交換及び質疑応答が行われた。

【構成員】 免許付与の単位については、電波の有効利用の観点から、地域ごとに細かく割り当ててのではなく、全国単位とするのが良いと思っております。そのため、例えば、コミュニティ放送のような小規模のものについては、市場原理に任せ、アンダーレイ的な技術により非常に狭いエリアで実施してもらうのが良いと思っております。

ただ、全国にする場合はハードとソフトを分離しなければ意味がありません。さらに、例えば、アメリカのカーナビゲーション向けサービスのように、MVNO（仮想移動体通信事業者）的な仕組みにした方がよいと考えております。

また、複数の技術方式の是非については、基本的に事業者の判断に委ねる方がよいと思われしますので、技術基準としては複数列举しつつ、免許申請の際に各事

業者から提案を受けて、いわゆるW i M A Xで行われたような比較審査で決めることも考えられます。

【構成員】 全国一律の放送に使われる周波数帯があるというのは仕方がないですが、G I S（地理情報システム）を活用して、人が多く住んでいそうなところを中心に、ある容量で半径何k mに電波を送るなどというように、各地域の人たちが自由に設計できるようにすることは不可能でしょうか。

【構成員】 その点に関しましては、ハード・ソフトが分離されているという前提のもと、電波を割り当てられた事業者が、地域からの要望に応じて、その地域で事業展開するというシステムを考えています。ですから、要望がなければサービスを提供しませんが、要望があって、かつ、ビジネスになるのであれば、サービスを提供することになると思います。

【構成員】 割り当てられる周波数帯幅には限界があるということを念頭におくと、画一的・面的に割り当てられる現在の方法のほかに、地域の広がりや人口密度、需要等を踏まえた最適な割り当て方もあり得るはずで、そのように最も効率的に電波を活用できる形を提案する業態があってもよいのではないかと思います。

【構成員】 全国単位というと、全国一律に同じコンテンツが流れるというイメージになりますが、各地域で需要があれば、事業者がアンテナをたくさん立てて、アンテナごとにコンテンツを変えるということもでき、かなりフレキシブルにできると思います。

【構成員】 まず、今のご意見に関連しまして、アメリカでは放送局の市場は約200に分割されており、それぞれが1つの経済単位となっています。我が国のコミュニティ放送は全国で最大約300ほどのニーズがあるようですので、約1800という市町村の行政区域に基づくのではなく、コミュニティの数くらいの商圏に基づいた割り当てを行う方がよいと思います。

2つ目に、大胆な意見ですが、コミュニティ放送や県域（のデジタルラジオ）はローカルに全部すべからく展開するべきだと思います。ラジオでは非常に安価に広告がつくれますし、小さい産業でも広告を載せることができるために、コミュニティ放送があるわけですから。一方で、(全国単位の)マルチメディア放送は、おそらく有料課金になって、しかも、若い人、都市型に特化した事業になるのではないかと思います。そうすると、当初から全市町村への「あまねく受信」を前提に制度設計する必要性はないように思えます。

【構成員】 個人的には、全国向けのマルチメディア放送はあっていいと思います。ただ、それ以外の部分については、現在の市町村や県といった行政区域で割り当てる必要はないと思います。その土地でコミュニティが発達しているところというのは県境では区切られず、実は隣の県の方が文化的にも地域的にも関係が深く、隣県からの方が広告を得やすいという場合もあります。

最近、地域の情報化の話の中で道州制が取り上げられることが多くなっていますが、ラジオにとっては一つの県の小さな範囲では広告を集めることが非常に難しくなっているように思われますので、例えば、九州や東北というように複数で集まってネットワークを形成することもあり得るのではないかと思います。

したがって、柔軟に割り当てることができる仕組みが望ましいと思います。

【構成員】 面積や人口密度がまるで違う、例えば首都圏と九州で同じ割り当て方はあり得ないと思います。全国放送でない場合、九州は九州単位で考える方がいいのか、県単位で考えるのがいいのか、より細かい単位で考えるのがいいのか、その点に関しては弾力的にできる形にできればと思っています。そうすれば、1つの会社が色々な規格のもとで、全国共通の放送も、個別地域の放送も行うようになってくると思います。

【構成員】 これまでのヒアリングやご意見の中では、基本的に、全国、県域あるいは広域、狭い範囲のコミュニティの3つを対象としたものがあり、それぞれがマルチメディア放送に対して持っているニーズを満たしたいという議論でしたが、本日の議論では、たとえ全国規模の事業者であっても地域のニーズにも対応可能な仕組みを考えたいという提案がありました。そのことについてどうでしょうか。

【構成員】 狭い範囲でも人口密度がすごく高ければ、そこに割り当てるということは大事なことでしょうし、大きな面積のところであっても、だれも住んでいなかったらいくら割り当てても仕方がない話です。民間の事業者がサービスを提供しようとする際には、その地域にどれだけの人が住んでいるのか、所得水準はどの程度なのかなどということを分析しておられるときに、既存の行政区画といった画一的な単位に割り当てようとする、ビジネスモデルとして成り立たないのではないかと思います。

【構成員】 先ほどのハード・ソフト分離に関しまして、全国単位であっても、ハード・ソフト分離であれば、地域の小口の事業者でもコンテンツを提供できるということでしょうか。例えば、全国展開している小売業者が、特定の地域のショッピングモールで、ある商品の宣伝コンテンツを流すようなことが可能なのでしょうか。

【構成員】 ショッピングモールのように、せいぜい半径1 kmぐらいの範囲のものであれば、おそらく今回割り当てる帯域ではなく、使っていない周波数帯域において、アンダーレイとして柔軟に割り当てる方が効率的だと思います。ここでは数 kmなどの少し広い範囲のものについて議論した方がいいのではないかと思います。

【構成員】 資料3の7ページに「全国」、「コミュニティ」、「地方／県域」及び「地方／ブロック」の4つのタイプがありますが、これらの設備投資額や修繕費等の水準というのは同じ程度のものなのか、それともかなり違うのでしょうか。

【構成員】 それはアンテナの数によって変わってくるとお考えいただければとよろしいと思います。例えば、資料3の3ページのタイプ1（サービスエリアが全国）だと1つのアンテナでカバーできるエリアが何十 kmと広いので、それほど設備投資はかからないと思われそうですが、一方、4ページのタイプ2（サービスエリアが市町村域）では膨大な数のアンテナを設置しなければなりませんので、その分お金がかかるということになります。

【構成員】 当然地域で設備投資なりメンテナンスの費用を回収していかなければならないということですので、あまり人口が密集していない地域に行政単位で周波数を割り当ててしまうと、魅力的なコンテンツを提供できなくなって、ますます使う人が減っていくということになるということですね。

【構成員】 先ほどのアンダーレイでの割り当てに関しまして、今のコミュニティ放送が対象としている市や区というレベルで、例えば人口30万人程度をカバーしようと思った場合は、別途割り当てなければならないということになるのでしょうか。

【構成員】 基本的にはビジネスになるかどうかで決まってくると思います。ビジネスになりさえすれば、事業者はアンテナをたくさん設置しますし、アンテナがたくさん設置されれば、そのエリア内のみ特別なコンテンツを流すことは、ハードとソフトが分離されていれば、可能になると思います。

問題は、お金が入ってこないアンテナを設置できない点です。逆に、極端な話、お金さえあれば全国でもコミュニティ放送は可能なはずですが、したがって、例えば、NHKの番組のように、全国で統一の時間帯とローカル放送の時間帯の組合せも可能ですし、あるいはワンセグだけは常にローカル放送を流すというのも可能です。そこはお金さえあれば色々な設計ができますので、後はそれが機能するかの問題です。

【構成員】 全国型のマルチメディア放送は基本的に有料で、その場合のプラットフォームについては課金システムがかなり重要になってきます。携帯事業者は大きいですから、多少の費用がかかっても、やるとなればやると思います。ただ、どこもやりたくない可能性もあります。

コミュニティ放送については、もしデジタルラジオでのサイマル放送を許せば、ラジオ事業者はやるでしょう。個人的には、モアチャンネルにはかなり否定的です。この議論自体がラジオのモアチャンネルというのを前提に始まっておりますが、広告放送のモアチャンネルというのは大体通販チャンネルになってしまいがちです。広告というのは会社数が多くなると非常に自然独占の要素が強くなるものです。広告放送で良いチャンネルが増えるということを期待して制度設計するわけにはいきません。

したがって、特に地方のデジタルラジオというのは、基本的にはサイマルも可能にして、その代わり、しっかりサービスを提供してくださいということにしないと、都心部ではうまくいきますが、全国的に見れば厳しいことになるのではないかと思います。

ところで、今のコミュニティ放送の初期投資額は、約1～2億円の規模と考えていいですか。また、デジタル化する際にもその程度の費用がかかるのでしょうか。

【総務省】 基本的に、その程度の水準の資金をお持ちの方が参入されていると考えております。

【構成員】 当初は費用が高つくりますが、普及が進むとメーカーもやる気になりますので、低価格で済むようになります。CATVなどを見ても大分安くなってきました。ですので、多分200とか300という規模になれば、それほど高いコストを支払わずに事業展開できるようになると思います。

【構成員】 ハード・ソフト分離や複数の技術基準を採用すべきであるという意見に対して、統一した方がいいという意見もありますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

【構成員】 意見は整理できておりませんが、統一しようとしても、優劣をつけ難いので決められないと思います。

【構成員】 前回、通信と放送は違うのではないかと申し上げたと思います。通信ですと、どこの携帯電話会社に参加したとしても、その携帯電話会社の方式にさえ対応していれば、あとは電話会社の方で相互接続してくれるので、特段の問題

はありません。

一方、放送の場合は2つの方式が並存しますと、両方式の受信装置を持っていないと、片方の方式が受信できないということになります。それなら、両方の方式を兼ね備えた受信機をつくれればよいのではないかと言うのは簡単ですが、当然端末コストが高くなります。事業立ち上げ時に高いコストを支払わざるを得なくなることをどう評価するのか、一つの問題だと思えます。

また、今回電波を割り当てる対象は携帯電話事業者ではなく、放送事業者に対してということでしょうから、携帯電話の中にマルチメディア放送の受信機を積む・積まないは携帯電話会社の自由でしょうが、あくまで事業の主体は携帯電話会社ではないということだと思えます。

さらに、全国単位の割り当てに関しまして、資料3の7ページのイメージは、全国で1事業者のみに6MHzの帯域を割り当てた場合で、コンテンツは全く同じものが全国に流れるということが大前提になっています。コンテンツを入れかえると、当然信号が変わるわけですから、SFNは組めません。この図で言いたいことは、あくまでコンテンツは全国一律で、そのために可能な限りSFNを構成しようとするのですが、それが物理的に無理なところでは周波数を変えるということだと理解しております。したがって、全国単位で考えて帯域を5～6MHzとした場合に、2事業者入れたとすれば、それだけでほぼ全部の周波数帯域が埋まることとなります。一方、この帯域内に2事業者入れることにすると、1事業者当たり3MHz以下になりますので、その帯域幅に入る方式は実質的に1種類しかないということになります。つまり、MediaFLOとDVB-Hは、そんな帯域の狭いところには現時点では対応していませんから、必然的に採用は難しいということになってくるかと思えます。

本日事務局から各技術方式について説明がありましたが、IBOCを除けば、これらの方式には本質的に大きな差はないと思っていただいてもよろしいかと思えます。ISDB-Tの必要伝送帯域幅が429kHzとなっていますが、これも6MHzの単位で考えれば、他の方式とほぼ同じになります。一番分かりやすいのが、情報ビットレートで、どの方式も大体1Hz当たり1ビットという計算になりますので、基本的に伝送効率も変わりません。

では何が違うのかということですが、日本のISDB-T方式はより狭い周波数単位であっても、バラバラにして使えるという点が特徴です。また、ヨーロッパのDVB-Hについては、受信していないときは電池を使わない（タイムスライミング）ので、電池の寿命が延びますが、基本的に広い周波数帯域を使うこととなります。さらに、MediaFLOについては、統計多重を使いますので、6MHzの中にたくさんの番組を効率的に詰め込めることとなりますが、周波数帯域が狭くなると、統計多重の効率がだんだん落ちてきますので、多分5MHz以上の周波数帯域幅を使うことを前提にされていると考えています。ただ、どの

方式も変調方式はOFDMですので、それほど大きな差はないと思います。

もっとも、ある端末が他の国でも使えるかどうかは、周波数帯と帯域幅のほか、ミドルウェアのアルゴリズムや、権利処理の方法、有料課金のシステム、暗号化の方式等で決まってくるので、それらが異なれば、いくら物理層は同じ方式でも使えないことになります。

国内の場合、放送事業者が課金等についてどこまで担当するのかという点と、携帯電話会社の課金システムとのインターフェースについてきちんと決めることができれば、1つの放送方式なら、どの端末でも受信できるようにすることは難しくないと思います。一方、方式が違えば、ある携帯電話に加入すれば、ある放送事業者しか視聴することができないことになります。放送として、そういうことを勧めるのかどうかという問題があると思います。

【構成員】 資料3の3ページの図中に黄色や青色などの丸い楕円がありますが、これはそれぞれが1つの基地局を表しているのでしょうか。また、その楕円の中はすべてSFNになっているのでしょうか。

【総務省】 そこまで厳密なものではありませんが、イメージとして、ある程度全国をカバーするには3種類の周波数帯幅が必要だということを表しております。

【構成員】 周波数の割り当てに関しまして、全国単位で1つの事業者に割り当てると全て同じコンテンツになるというご意見がありました。SFNの地域は同じ放送だと思いますが、例えば、3チャンネルを利用して周波数が異なっていたり、同じ周波数でも地域間の距離が離れているところでは、違うコンテンツを流しても構わないと思います。そうすると、SFNの地域は難しいかもしれませんが、その中を使っていないチャンネルが幾つかあれば、コミュニティで小さく区切って、全然違う放送をやっている構わないのではないかと思います。いかがでしょうか。

【構成員】 理論的には、周波数を変えれば中身が異なっても良いと思います。ただしその場合、周波数が変わる境界と県境などの行政単位の境界とは一般に一致せず、一つの行政単位の中で周波数が変わり、同じ行政単位内でも異なったコンテンツが放送されることも生じます。

【構成員】 結局、全国のマルチメディア放送とは何なのか、考えを共有できていませんが、個人的には、広告放送ではなく有料課金の放送だと思っています。ところが、放送事業者の多くは、有料課金について実感が湧いていません。ですので、スカパーのようなプラットフォーム事業者が最初に何百億円か投資して、チ

チャンネルを集め宣伝をしなければ、この事業というのはスタートできないと思います。Media FLOは、自分の規格を売るために、アメリカで自分たちがリスクをとる形で電話局にコンテンツを提供しているのです。個人的には、規格を1つに決めてもいいと思いますが、その場合、そのようなリスクをとるプラットフォーム事業者が現れなければ、このマルチメディア放送は開始されないというリスクがあります。

一方、放送局を中心に、課金事業も一体となったプラットフォーム事業が実際に提案され、きちんと事業計画を立てて、キラーコンテンツを買い、宣伝もするということになれば、この事業は成り立つ可能性もあります。ですから、事業の始まり方と規格の話は一体のものだと思っていて、もし事業者全員がやりたいと手を挙げれば、むしろ技術基準を1つにしてはどうですかということになりますし、1つの事業者しかやりたくないということであれば、周波数を使ってもらうためには、彼らが好むやり方を採用してもいいと思います。

極論かも知れませんが、レイヤー間でかなりプレーヤー数が異なりますので、コミュニティ放送やデジタルラジオのように広告収入で成り立っていて、ある程度規格を決めることができるものと、全国のマルチメディア放送におけるプラットフォーム事業者とでは異なる考え方をする必要があるのではないかと思っています。

【構成員】 プラットフォーム事業のイメージがよく分からなかったのですが、どなたかお教えいただければと思います。

【構成員】 従来の放送局が行っている広告放送の場合は、各局ごとの収入で、分配する必要がないため、プラットフォームは特段必要ありません。しかし、新規のマルチメディア放送の場合、事業開始にあたり、各社が個別に鉄塔を建てることは非効率ですから、利用する基地局ごとに、それを管理するインフラ会社を作って、広告収入によって運営される会社がそれを借り受けてコンテンツを送るといった形にした方がいいと思います。

その上のレイヤーについては、有料課金する場合には顧客から入ってきたお金を放送局に配分するため、プラットフォームが必要になります。プラットフォーム事業者は、顧客情報のデータベースを持っており、あるお客がこの番組を見た、このコンテンツを買ったなどということを管理します。これはスカパーやCATV会社、今ではNTTもそうなりつつあります。顧客管理をするためには、受信機又は受信を制御する会社が必要ですが、これは地域分割が難しく、多くの場合、全国一律、規模の利益で働くと思います。

【構成員】 有料課金の場合の個人的なイメージとしては、全国一律で周波数を割

り当てたとしても、MVNOのように貸出の条件をつけることで、複数の有料課金の事業者が入ってくることになるのだらうと思います。例えば、ソフトバンクの持っている周波数帯域幅の上でディズニーが独自の端末を売るということも、マルチメディア放送では行いたいということです。このように、色々なサービスが実現できるように可能性は残しておいたほうがいいのではないかと思います。他にも、カーナビへのデータ放送で、トヨタやホンダや日産が周波数帯の一部を借りたり、ワンセグの周波数帯を借りて、全国的なサービスを提供することができるような可能性も残しておくためには、周波数を持っている事業者と、それを借り受けて使用する事業者とを分けておいた方がいいと思います。

【構成員】 そうすると、周波数の割り当てを受けて、貸し出すだけの会社があっ
ていいということですか。

【構成員】 それは一番初めにどれだけリスクをとって設備投資するかというところ
で決まってくるのではないかと思います。

【構成員】 今のご説明に関連しまして、やはり放送ですので、「あまねく受信」を
担保するのは、どのレイヤーになるのでしょうか。

【構成員】 先ほど申し上げたカーナビのサービスは付加価値的なモアサービスで
すので、各事業者の経営判断で自由にやらしてもらえばいいと思います。「あまねく
受信」の議論については、例えば、地域の情報や全国的な緊急放送などというの
は、別に制度としてしっかり設計すれば良いのではないかと考えています。

【構成員】 今のご提案は技術的にもあり得て、そのような制度設計もできそうで
しょうか。

【構成員】 はい。ただ、先ほどのご説明は、まずイメージとして全国に、6MH
zの割り当てを行うことを決めて、その後、この周波数帯域をどのように使うの
かを考えるという話をされているのだと思いますが、それでよろしいのでしょうか。

【構成員】 全国だと申し上げたのは、県域などというブロックで割り当てる必然
性が理解できないからです。全国に割り当てたとしても、県域やブロックで想定
されているのと同じような制度設計はできると考えていますので、全国単位にし
た方が制度的にきれいだと思います。具体的には、県域、コミュニティ、地方及
びブロックにそれぞれ良いところがあるのであれば、たとえ全国単位の周波数割

り当てであっても、他のレイヤーでうまく実現ができるという趣旨です。

【構成員】 今のご説明だと、オークション方式は導入できるのでしょうか。

【構成員】 それは電波利用料等が関係してきますし、何とも申し上げられません。なお、事業認可の際のイメージとしては、WiMAXのような比較審査で決めることを想定しています。つまり、制度として予め技術基準を複数提示し、その中から各事業者が自由に技術基準を選んでサービス等を提案し、事業体の在り方等を含めてトータルに判断するというスキームを考えています。

【構成員】 ラジオの場合、ラジオ局自身は電波を届けたい場所がたくさんあるのですが、実際には全国の人が聞いているというわけではないのです。マルチメディア放送という新しい事業においても、全国民が聞くと決め込んでも事業者が現れない地域が出てくるなどバラバラな状況になっていくと思いますので、「あまねく受信」ということについては柔軟に考える必要があると思います。

例えば、互いにある程度独立している全国の300の商圏で考えることができるのであれば、全国300か所で配りたいという事業者もいれば、ある2カ所の商圏でサービス提供を行いたいという事業者もいるでしょう。それで全体としては7～8局になるとしても、都心部では事業者が多く地方では全国放送を行う事業者のみといった各地域の民力に応じた分布になるようにした方が、事業の立ち上げのイメージがしやすいので、そのようなアイデアも検討するべきだと思います。

【構成員】 国際競争力や日本技術で頑張るという話はいつも出てきますが、このような場の議論では、できるだけ技術中立的に、切磋琢磨できるような競争環境を作ることが一番大事だと思います。その結果、最終的にどれか1つになるのか、並存したままなのか分かりませんが、統一のものにするほうが望ましいかどうかという議論はしなくても良いのではないかという気がしました。

【構成員】 制度、技術、周波数の割り当てなどの制度の議論ももちろん重要ですが、一方でそれを決めてもビジネスモデルとしてうまくいかなければ話になりませんので、その両面から考えていくことになろうかと思います。

【総務省】 本日の議論をお聞きしまして、技術的な制約条件を明確にして、構成員の方々に共通の認識にさせていただいた方が、議論が効率的ではないかという気がいたしましたので、次回会合に向けて、座長とご相談させていただいて、先生方の議論に役立つような資料を作らせていただきたいと思います。

また、制度の話は最後に出てくるべきもので、まず技術的な制約条件といった全体の環境とビジネスモデルの話があり、その次に、それらをうまく実現するためにはどのような制度が良いのかという議論になると思っています。そういう意味で、次回以降の議論の整理の仕方を座長や座長代理とよくご相談させていただきたいと思います。

6 その他

- 第9回会合は、3月10日（月）14：00から開催の予定。

以 上